

排水設備等（設置・変更）計画書記入要領

【様式第3号】

- ①「排水設備等（設置・変更）計画書」はいずれか一方を抹消する。
- ②「工場又は事業所の名称」は、排水設備等を設置又は変更しようとする工場又は事業所の名称を記入する。
- ③「工場又は事業所の所在地」は上記に示すものの所在地を記入する。
- ④「排水設備等の種類」は計画する排水設備等の主要設備等の名称を記入する。
- ⑤「着工予定年月日」は当該申請設備等の予定着工年月日を記入する。
※着工は「排水設備等（設置・変更）計画書」の承認書交付後である。
- ⑥「竣工予定年月日、使用開始年月日」は各々予定年月日を記入する。
※実際の使用開始は検査に合格し、「排水設備等工事完了結果について」交付後である。
- ⑦「使用時間間隔」は、連続かバッチかを記入する。
- ⑧「1日あたり使用時間」は連続の場合は「24時間」バッチの場合は、実使用時間を記入する。
- ⑨「使用に季節的変動のあるときは、その概要」は変動の有無について記入し、「有」の場合は具体的に記入する。
- ⑩「汚水処理の方法」は除害施設設置又は変更の場合に記入する。
- ⑪「温度」「水素イオン濃度」…「油脂類含有量」については必要に応じて記入した数値の説明書等を添付する。
その他の水質項目は下水道法施行令第9条の4に定める項目のうち、排水処理設備に係る用排水系において、使用されるもの、排出されるおそれのあるものを記載する。また、前項に定めがない項目のうち、処理場の維持管理に影響を及ぼすものとして求められた項目について、最大値を記載する。
- ⑫「1日あたりの通常汚水排出量」「…最大汚水排出量」は工場又は事業所全体の汚水排出量を記入。
※最大汚水排出量は、原則として承認水量を超えることはできない。
- ⑬「汚水の水質」は、計量器直後の水質を記入。その他⑪に同じ。
※記入する水質は、原則として承認水量を超えることはできない。

【別紙 1】届出内容の要旨

届出内容の要旨を記入する。

また、製造の概要（原料、製品、製造方法、副生成品、廃棄物等）、排水の水質・水量について、新規事業の場合は事業所全体について、増設等の場合は当該申請に係る部分について記入する。

【別紙 2】操業の系統

製造等のフローを、当該申請部分を着色、用水系を青線、排水系を赤線で記入する。当該申請に直接関わらない部分については簡略化して記入することも可とする。原料の投入、廃棄物の排出等矢印で記入のこと。

【別紙 3】排水設備等の形式等

名称、形式、能力等について記入する。必要な書類（図面、カタログ、仕様）を添付して代えることも可とする。

【別紙 3-1】除害施設の形式等

除害施設名称を記入し、申請する排水設備等が複数ある場合はその都度作成する。

種類は、固液分離、物理化学処理、生物化学処理等記入し、型式はメーカー、型式等を記載する。

能力は1日の最大能力を記載する。

処理の方式はpH調整、凝集沈殿等具体的な処理方法を記載する。

必要に応じ、処理能力など記載内容の根拠を示す書類を添付すること。

【別紙 4】除害施設の消耗資材等

用途名は中和用等具体的に記載する。

【別紙 5】汚水の処理によって生ずる残さの種類等

残さの種類は「～含有汚泥」「～系廃液」と具体的に記載する。

※ 別紙 3-1, 4, 5については除害施設に係わらない場合提出不要。

※ 新規立地事業所については参考事項（様式は特定施設関係様式別紙 13 に準ずる）を提出し、担当者等記載事項に変更のある場合は下水道事務所に連絡のこと。

※ その他、必要に応じ、書類等の提出を求められることがある。